令和２年度
第７回千歳市農業委員会総会議事録

千歳市農業委員会

令和２年度第７回千歳市農業委員会議事録

日　　時　　令和２年１０月３０日（金）　１３時２８分開会
　　１４時２２分閉会

開催場所　　議会棟　大会議室

１　出欠状況　（出席委員１７名　欠席委員３名）

１番	平　沖　道　徳	出　席	
２番	宮　澤　徳　夫	出　席	
３番	三　溝　健　雄	欠　席	
４番	登　坂　英　樹	出　席	
５番	平　岡　　博	欠　席	
６番	今　　鉄　雅	出　席	議事録署名委員
７番	片　桐　好　英	出　席	議事録署名委員
８番	樋　口　　司	出　席	
９番	川　端　智　之	出　席	
１０番	田　村　正　司	出　席	
１１番	遠　藤　義　博	出　席	
１２番	鈴　木　弘　樹	出　席	
１３番	清　水　利　一	出　席	
１４番	平　岡　日出男	欠　席	
１５番	黒　澤　譲　治	出　席	
１６番	藤　田　勝　久	出　席	
１７番	中　村　由美子	出　席	
１８番	山　形　繁　雄	出　席	
１９番	高　橋　　正	出　席	
２０番	長　島　信　行	出　席	

２　事務局職員出席状況

事務局長	中　村　康　文
管理課長	荒　川　裕　昭
企画振興係長	小　野　美　幸
農地係長	上　田　創　一
農地係主任	福　士　憲　二
農地係主事	松　川　　裕

３　議事日程

日程第１　　開会宣言
日程第２　　会長挨拶
日程第３　　議事録署名委員の指名
日程第４　　諸般の報告
日程第５　　報告の部
　　報告第１号　専決処分の報告について
　　（農地法第 18 条第 6 項合意解約の通知）
日程第６　　協議の部
　　議案第１号　農地法第 3 条の規定による許可申請について
　　議案第 2 号　農地法第 4 条の規定による許可申請について
　　議案第 3 号　農地法第 5 条の規定による許可申請について
　　議案第 4 号　令和 2 年度第 5 号農用地利用集積計画の決定について
　　議案第 5 号　農用地の買入協議にかかる要請について
　　議案第 6 号　現況証明願について
日程第 7　　その他

議　事　次　第

＜日程第１　開会宣言＞

事　務　局　長　　それでは、皆さまお疲れ様です。ただ今から、令和 2 年度第 7 回農業委員会総会を開会いたします。

本日、平岡博委員、三溝委員、平岡日出男委員は所用のため欠席する旨、届出がございました。

よって、委員 20 名中、17 名が出席しており、会議は成立いたしました。会議の開催にあたり、会長からご挨拶があります。

＜日程第２　会長挨拶＞

会　　長　　皆さま、本日はご苦労様です。

10 月も末に入り収穫作業も最後の方とは思いますが、日没が大変早くなっておりますので、ﾄﾗｸﾀｰや作業機の移動については十分気をつけられて作業を行ってください。

それでは会議を始めます。

＜日程第３　議事録署名委員の指定＞

議　　長　　日程第 3、議事録署名委員を指名いたします。

議事録署名委員には、千歳市農業委員会会議規則第 13 条により、6 番、今委員、7 番、片桐委員を指名いたします。

＜日程第４　諸般の報告＞

議　　長　　日程 4、諸般の報告を行います。

事務局より説明願います。

事　務　局　　お手元に配布しております資料に基づき、前回総会以降の諸般の事項につきまして、ご報告いたします。

10 月 15 日、駒里地区及び都地区について、それぞれ現況証明の願出があったことから、宮澤委員、三溝委員、高橋委員及び事務局で現地調査を行っております。

また、同日、第3回定例市議会が閉会し、会長・事務局長が出席しております。

なお、欄外に記載の件でありますが、令和2年度石狩地方農業委員会連合会道内研修につきまして、新型ｺﾛﾅｳｲﾙｽ感染症の収束が未だ見通せない状況のため、開催を中止する旨通知がございました。

事務局からは、以上です。

＜日程第５　報告の部＞

【報告第１号　専決処分に報告について（農地法第１８条第６項合意解約の通知）】

議　　長　　次に日程第5、報告の部に入ります。(13：32)

初めに報告第1号を議題といたします。

事務局より説明願います。

事　務　局　　報告第1号について、ご説明申し上げます。議案書1ﾍﾟｰｼﾞをご覧ください。

農地法第18条第6項の規定による賃貸借等の合意解約の通知があり、千歳市農業委員会会長専決及び事務処理要領により、次のとおり専決処分をしたので、これを報告します。

はじめに、整理番号10、11、土地の所在は、中央○○○○、外3筆。

面積は4筆合わせまして、80,982.50㎡であります。

千歳市信濃○○○○、△△△△さんが、千歳市泉郷○○○○、△△△△さんに道央農業振興公社を介し、賃貸借していた農地について、双方合意により、令和2年9月9日に解約され、同日に届出を受けております。なお、今回解約のあった土地につきましては、現在賃貸借している泉郷○○○○を測量した結果、面積が異なっていたため、契約を結びなおす必要があり、一度解約するものであります。

この契約につきまして、議案第4号、農用地利用集積計画の決定に基づく賃貸借案件としてお諮りする予定であります。

次に、整理番号12、13、土地の所在は、泉郷○○○○の内。

面積は、50,000.10㎡であります。△△△△さんが千歳市泉郷○○○○、△△△△さんに道央農業振興公社を介し、賃貸借していた農地について、双方合意により令和2年9月9日に解約され、同日に届出を受けております。なお、今回解約のあった土地につきましては、後ほど、議案第5号、農用地の買入協議に係る要請としてお諮りする予定であります。

最後に、整理番号14、土地の所在は、東丘○○○○の内、及び○○○○の内。面積は2筆合わせまして、538.46㎡であります。
千歳市東丘○○○○、△△△△さんが、千歳市東丘○○○○、△△△△さんに使用貸借していた農地について、双方合意により令和2年10月2日に解約され、同日に届出を受けております。
なお、今回解約のあった土地につきましては、議案第3号、農地法5条の許可申請にて後ほどお諮りする予定であります。
以上、報告第1号について、ご説明申し上げました。
事務局からは以上であります。

議　　長　　報告事項について、質問がありましたらお受けいたします。

（質問なし）

議　　長　　質問がなければ、これをもって報告第1号を報告済といたします。

＜日程第６　協議の部＞

【議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請について】

議　　長　　次に、日程第6、協議の部に入ります。（13：36）
はじめに議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。
この案件については、農業委員会等に関する法律第31条第1項の議事参与の制限の規定により、●●委員の退席を求めます。
暫時、休憩します。（13：36）

（●●委員、退室）

議　　長　　再開します。（13：37）
事務局より説明願います。

事　務　局　　議案第1号について、ご説明申し上げます。議案書2ﾍﾟｰｼﾞをお開きください。農地法第3条の規定による許可申請があったので、可否について審議意見を求めます。今月の農地法第3条の許可申請は使用貸借権設定が1件です。当日配布資料の1ﾍﾟｰｼﾞに、議案第1号資料として、地番図を添付しておりますので、説明と合わせてご確認願います。

整理番号6、駒里地区の△△△△さんが、後継者に経営移譲を行うため使用貸借を行う案件になります。

土地の所在は、駒里○○○○、外2筆。地目は、公簿は原野、畑及び山林、現況は畑及び牧場で、面積は3筆合わせまして25,516.49㎡であります。

土地の貸主は、駒里○○○○及び○○○○につきましては、共有地であるため所有者が2名おり、千歳市駒里○○○○、△△△△さんが持分90/100、千歳市駒里○○○○、△△△△さんが持分10/100で、駒里○○○○の内につきましては、△△△△さんになります。

土地の借主は、千歳市駒里○○○○、△△△△さんで、20年間の使用貸借契約となります。

なお、駒里○○○○は一部分のみが対象であり、残りの部分につきましては後ほど議案第2号及び議案第6号でお諮りいたします。

整理番号6は、調査書により確認した結果、農地法第3条第2項各号に照らし合わせたところ、許可要件の全てを満たしております。

以上、整理番号6について、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議ご決定いただきますようお願い申し上げます。

事務局からは以上であります。

議　　長　　これより質疑を行います。

（質疑なし）

議　　長　　他に発言が無ければこれで質疑を終わります。

お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手多数）

議　　長　　挙手多数でありますので、この議題は可とすることに決定しました。

●●委員の退席を解きます。暫時休憩します。（13：40）

（●●委員、入室）

議　　長　　再開します。（13：40）

【議案第２号　農地法第４条の規定による許可申請について】

議　　長　　次に、議案第２号、農地法第４条に規定による許可申請についての整理番号３を議題といたします。事務局より説明願います。

事　務　局　　議案第２号について、ご説明申し上げます。議案書３ﾍﾟｰｼﾞをお開きください。

農地法第４条の規定による許可申請があったので、可否について審議意見を求めます。

今月の農地法第４条の規定による許可申請は３件です。

初めに、整理番号３は、農家住宅用通路に転用する案件です。

当日配布資料の２ﾍﾟｰｼﾞから５ﾍﾟｰｼﾞに、位置図、地番図等を添付しておりますので、説明と合わせてご確認ください。

転用を行う土地の所在は、東丘○○○○の内及び○○○○の内。

公簿、現況ともに畑で、面積は２筆合わせまして、673.60㎡。

土地の所有者は△△△△さんで、既存農家住宅の通路に転用する案件になります。

当該地の農地区分は、農用地区域内農地でありますが、農用地区域からの除外手続き中であり、除外後は甲種農地と判定される予定であります。甲種農地は、原則、転用不許可とされておりますが、地域の農業振興に関する地方公共団体の計画に基づき行われる農家住宅については、例外許可事由に該当します。

また、資力の確認については、既存農家住宅の通路の設置に伴う整地であるため、費用はかからないことを確認しております。

これらのことから、当該申請は農地の転用許可基準の全てを満たしております。

なお、本件につきましては30ａ未満の農家住宅の付帯施設への転用であることから、北海道農業会議への意見聴取が不要となります。

以上、整理番号３についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議ご決定いただきますようお願い申し上げます。

事務局からは、以上であります。

議　　長　　これより質疑を行います。

（質疑なし）

議　　長　　他に発言が無ければこれで質疑を終わります。
お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手多数）

議　　長　　挙手多数でありますので、この議題は可とすることに決定しました。

次に整理番号４及び５を議題といたします。
この案件については議事参与の制限の規定により、●●委員の退席を求めます。
暫時休憩します。（13：43）

（●●委員、退室）

議　　長　　再開します。（13：43）
事務局より説明願います。

事　務　局　　つづきまして整理番号 4 は、農業用施設への転用にかかる追認案件です。当日配布資料の６ﾍﾟｰｼﾞ及び７ﾍﾟｰｼﾞに、位置図、地番図等を、８ﾍﾟｰｼﾞ及び９ﾍﾟｰｼﾞに現地写真を添付しておりますので、説明と合わせてご確認ください。
転用を行う土地の所在は、駒里○○○○の内。公簿は山林、現況は牧場で、面積は、236.32㎡。土地の所有者は△△△△さんで、平成 10 年５月頃に建設された○○の転用追認案件となります。
当該施設は、経営移譲のため、所有する農地をあらためて確認したところ農地の部分に当該施設が建築されていることが判明したものです。
当該施設について△△氏に確認したところ施設を建設した際は、当該地番については、農地法の適用の受けない非農地であると誤認し、許可なく建設してしまったとのことでした。
△△氏には、今後農業用施設を建築する際は、事前に事業地が農地かどうか確認し、農地法を遵守する旨の確約書の提出を受けております。当該地の農地区分については、農用地区域内農業用施設用地に区分されております。
農用地区域は、原則、転用不許可とされておりますが、農業用施設に供するため農地以外のものにしようとする場合は、例外許可事由に該当します。なお、本件につきましては 30ａ未満の農業用施設でありますが転用の追認申請であるため、北海道農業会議への意見聴取が必要となります。

最後に整理番号５は、農業用施設の追認案件です。
当日配布資料の６ﾍﾟｰｼﾞから７ﾍﾟｰｼﾞに、位置図、地番図等を、８ﾍﾟｰｼﾞに現地写真位置図、10ﾍﾟｰｼﾞ及び11ﾍﾟｰｼﾞに現地写真を添付しておりますので、説明と合わせてご確認ください。
転用を行う土地の所在は、駒里○○○○の内。
公簿は山林、現況は牧場で、面積は、410.68㎡。土地の所有者は△△△△さんで、平成12年頃に建設された農機具倉庫の転用の追認案件となります。
当該施設は、平成12年頃に隣接する土地に建設されていた農機具倉庫を移築したもので、整理番号４と同じ地番内にあり、経緯は整理番号４と同様であります。なお、本件につきましても30ａ未満の農業用施設でありますが、転用の追認申請であるため、北海道農業会議への意見聴取が必要となります。
以上、議案第２号についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議ご決定いただきますようお願い申し上げます。
事務局からは、以上であります。

議　　長　　これより質疑を行います。

（質疑なし）

議　　長　　他に発言がなければ、これで質疑を終わります。
お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手多数）

議　　長　　挙手多数でありますので、この議題は可とすることに決定しました。
●●委員の退席を解きます。暫時休憩します。（13：47）

（●●委員、入室）

議　　長　　再開します。（13：47）

【議案第３号　農地法第５条の規定のよる許可申請について】

議　　長　　次に、議案第３号、農地法第５条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より説明願います。

事　務　局　　議案第３号についてご説明申し上げます。

議案書４ﾍﾟｰｼﾞをお開きください。

農地法第５条の規定による許可申請があったので、可否について審議意見を求めます。

今月の農地法第５条の規定による許可申請は３件になります。

初めに整理番号４は、報告第１号、整理番号14で解約のあった農地を農家住宅の通路に転用する案件です。

当日配布資料の２ﾍﾟｰｼﾞから５ﾍﾟｰｼﾞに、位置図、地番図等を添付しておりますので、説明と合わせてご確認ください。

転用を行う土地の所在は、東丘○○○○の内。

公簿、現況ともに畑で、面積は、413.95㎡であります。

土地の貸主は△△△△さんで、土地の借主は△△△△さんになります。

権利設定の種類は使用貸借権で、転用目的は既存農家住宅の通路を設置するものであります。

当該地の農地区分は農用地区域内農地でありますが、農用地区域からの除外手続き中であり除外後は甲種農地と判定される予定であります。

甲種農地は、原則、転用不許可とされておりますが、地域の農業振興に関する地方公共団体の計画に基づき行われる農家住宅及びその付帯施設については、例外許可事由に該当します。

また、資力の確認については、既存住宅の通路の設置に伴う整地であるため、費用はかからないことを確認しております。

これらのことから、当該申請は農地の転用許可基準の全てを満たしております。

なお、本件につきましては30ａ未満の農家住宅の付帯施設への転用であることから、北海道農業会議への意見聴取が不要となります。

次に、整理番号５は、報告第１号、整理番号14で解約のあった農地を農家住宅の通路に転用する案件です。

当日配布資料の２ﾍﾟｰｼﾞから５ﾍﾟｰｼﾞに、位置図、地番図等を添付しておりますので、説明と合わせてご確認ください。

転用を行う土地の所在は、東丘○○○○の内、及び○○○○の内。

公簿、現況ともに畑で、面積は124.51㎡であります。

土地の貸主は△△△△さんで、土地の借主は東丘○○○○、△△△△さんになります。権利設定の種類は使用貸借権で、転用目的は新築農家住宅の通路を設置するものであります。

当該地の農地区分は農用地区域内農地でありますが、農用地区域からの除外手続き中であり除外後は甲種農地と判定される予定であります。

甲種農地は、原則、転用不許可とされておりますが、地域の農業振興に関する地方公共団体の計画に基づき行われる農家住宅については、例外許可事由に該当します。

また、資力についても事業費を上回る資金があることを確認しております。これらのことから、当該申請は農地の転用許可基準の全てを満たしております。

なお、本件につきましても30ａ未満の農家住宅の付帯施設への転用であることから、北海道農業会議への意見聴取が不要となります。

最後に、整理番号6は、報告第1号、整理番号14で解約のあった農地を農家住宅の通路に転用する案件です。

当日配布資料の2ﾍﾟｰｼﾞから5ﾍﾟｰｼﾞに、位置図、地番図等を添付しておりますので、説明と合わせてご確認ください。

転用を行う土地の所在は、東丘○○○○の内及び○○○○の内。

公簿、現況ともに畑で、面積は599.83㎡であります。

土地の貸主は△△△△さんで、土地の借主は△△△△さんになります。

権利設定の種類は使用貸借権で、転用目的は新築農家住宅の通路を設置するものであります。

当該地の農地区分は農用地区域内農地でありますが、農用地区域からの除外手続き中であり除外後は甲種農地と判定される予定であります。

甲種農地は、原則、転用不許可とされておりますが、地域の農業振興に関する地方公共団体の計画に基づき行われる農家住宅及び付帯施設については、例外許可事由に該当します。

また、資力についても事業費を上回る資金があることを確認しております。これらのことから、当該申請は農地の転用許可基準の全てを満たしております。

なお、本件につきましても30ａ未満の農家住宅の付帯施設への転用であることから、北海道農業会議への意見聴取が不要となります。

以上、整理番号4から6についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

事務局からは以上であります。

議　　長　　これより質疑を行います。

藤　田　委　員　　これは、現況の通路から更に新たな工事のために、通路を確保したいということで面積が増えるということですか。

事　　務　　局　　現況の通路、元々申請があった通路があるのですが、若干ずれがあったことが判明し、今回息子さんの△△さんの住宅を建てるにあたり、再度、通路を確保するために確認したところ、ずれていることが判明したので、このような形で2件の転用の申請が上がってきました。

藤　田　委　員　　工事期間は令和3年2月27日までですか。

事　　務　　局　　予定ではその期間です。

藤　田　委　員　　その期間までの一時転用なのですか。

事　　務　　局　　一時転用ではありません。

藤　田　委　員　　ずっと続く転用ですか。

事　　務　　局　　はい。永年です。住宅の建設期間が令和 3 年 2 月 27 日までです。

藤　田　委　員　　分かりました。

議　　長　　他になにかございませんか。

（質疑なし）

議　　長　　ほかに発言がなければこれで質疑を終わります。
お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手多数）

議　　長　　挙手多数でありますので、この議題は可とすることに決定しました。

【議案第４号　令和２年度第５号農用地利用集積計画の決定について】

議　　長　　次に議案第 4 号、令和 2 年度第 5 号農用地利用集積計画の決定についての利 17、18 を議題といたします。
この案件については、議事参与の制限の規定により、●●委員の退席を求めます。暫時休憩します。（13：55）

（●●委員、退室）

議　　長　　再開します。（13：55）
事務局より説明願います。

事　　務　　局　　議案第 4 号について、ご説明申し上げます。議案書 5ﾍﾟｰｼﾞをお開きください。

農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、次のとおり農用地利用集積計画の決定を千歳市長から求められたので審議意見を求めます。

当日配布資料の12ﾍﾟｰｼﾞから14ﾍﾟｰｼﾞに議案第4号資料として地番図を添付しておりますので、説明と合わせてご確認願います。

今月の案件は、利用権設定が2件になります。

はじめに、整理番号利17、18は、報告第1号、整理番号10、11で解約のあった農地について、公益財団法人道央農業振興公社を介して賃貸借契約を取り交わす案件となります。

利用権設定等を受ける農用地は、中央○○○○、外3筆。

公簿は、畑及び原野、現況は畑で面積は4筆合わせまして　81,402㎡であります。土地の貸主は、△△△△さんで、土地の借主は、△△△△さんになります。5年間の賃貸借契約で、賃借料は□□円、10ａ当たり□□円となります。

以上の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

利17、18について、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議ご決定いただきますようお願い申し上げます。

事務局からは以上であります。

議　　長　　これより質疑を行います。

（質疑なし）

議　　長　　他に発言がなければ、これで質疑を終わります。

お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手多数）

議　　長　　挙手多数でありますので、この議題は可とすることに決定しました。

●●委員の退席を解きます。暫時休憩します。（13：58）

（●●委員、入室）

議　　長　　再開します。（13：58）

次に利19、20を議題といたします。

この案件については議事参与の制限の規定により、●●委員、●●委員の退席を求めます。

暫時休憩します。（13：58）

（●●委員、●●委員、退室）

議　　長　　再開します。（13：59）
事務局より説明願います。

事　務　局　　つぎに、整理番号、利19、20は、第6回総会で解約の届出があった農地について、公益財団法人道央農業振興公社を介して、賃貸借契約を取り交わす案件となります。
利用権設定等を受ける農用地は、中央○○○○の内。
公簿、現況ともに、畑で面積は、4,863㎡であります。
土地の貸主は、千歳市稲穂○○○○、△△△△さんで、土地の借主は千歳市泉郷○○○○、△△△△さんになります。
2年間の賃貸借契約で、賃借料は□□円、10ａ当たり□□円となります。以上の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。
利19、20についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議ご決定いただきますようお願い申し上げます。
事務局からは以上であります。

議　　長　　これより質疑を行います。

（質疑なし）

議　　長　　他に発言がなければこれで質疑を終わります。
お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手多数）

議　　長　　挙手多数でありますので、この議題は可とすることに決定しました。
●●委員、●●委員の退席を解きます。暫時休憩します。（14：00）

（●●委員、●●委員、入室）

議　　長　　再開します。（14：01）

【議案第５号　農用地の買入協議に係る要請について】

議　　長　　次に、議案第 5 号、農用地の買入協議に係る要請についての整理番号 1 を議題といたします。事務局より説明願います。

事　務　局　　議案第 5 号について、ご説明申し上げます。議案書 6ﾍﾟｰｼﾞをお開きください。

農業経営基盤強化促進法第 15 条第 1 項に基づき、所有権移転あっせん申出のあった次の農用地について、同法第 16 条に基づく農用地の買入協議に係る千歳市長への要請について審議意見を求めます。

土地所有者から農地の売渡のあっせん申出があった場合、農業委員会等が地域の認定農業者に対し売買の利用調整を行います。しかしこれが困難な場合、北海道農業公社が農地を買入れたうえで、認定農業者に貸付をする農地保有合理化事業があります。

今回の要請は、この事業の事務手続きの一環で千歳市長が公社に対し買入協議を行う際に、農業委員会からの要請が必要であることから審議いただくものです。

当日配付資料の 15ﾍﾟｰｼﾞから 18ﾍﾟｰｼﾞに、議案第 5 号資料として、地番図・航空写真、ﾌﾛｰ図を添付しておりますので、合わせてご確認願います。

今月の所有権移転あっせん申出件数は 3 件となります。

始めに、整理番号 1、申出日は、令和 2 年 10 月 16 日で、あっせんを希望する土地の所在は、泉郷○○○○。地目は、公簿、現況ともに畑で面積は 50,613 ㎡であります。

申出者は、△△△△さんで、申出理由としましては、貸付地売却で希望する 10a 当たりの単価は□□円となります。

なお、議案にはありませんが、本件の買受予定者は△△△△さんであります。

以上、買入協議に係る千歳市長への要請のうち、整理番号 1 についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議ご決定頂きますようお願い申し上げます。事務局からは以上であります。

議　　長　　事務局の説明が終わりましたが、この件について、地区委員から補足があればお願いします。

鈴　木　委　員　　私から、整理番号 1 における、△△△△さんの所有権移転あっせん申出について、補足説明します。

整理番号１の△△さんは農業者ではなく、昨年４月に、故△△△△さんから相続を受けたことで農地を所有しており、申出があった農地について、地域でも調整し買受希望者を探した結果、△△さん以外に取得を希望する方はいませんでしたが、△△さんは、資金面で早急に当該地を取得できる状況でないと聞いております。

以上のことから、効率的で安定的な農業経営を営む者に、利用の集積を図るためには、北海道農業公社による買入が必要ですので、千歳市長に対し買入協議の要請を行うべきと考えます。以上です。

議　　長　　これより質疑を行います。

藤　田　委　員　　泉郷地区については北海道農業公社の標準価格のようなものがあったと思いますが、その辺はどうなのですか。

整合性はとれそうですか。

事　　務　　局　　北海道農業公社の地区の標準地価格はｸﾘｱしております。

また、確認もしております。

藤　田　委　員　　分かりました。

議　　長　　他にございませんか。

（質疑なし）

議　　長　　他に発言がなければ、これで質疑を終わります。

お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手多数）

議　　長　　挙手多数でありますのでこの議題は可とすることに決定しました。

次に整理番号 2 を議題といたします。この案件については、議事参与の制限の規定により、●●委員の退席を求めます。

暫時休憩します。（14：06）

（●●委員、退室）

議　　長　　再開します。（14：06）

事務局より説明願います。

事　務　局　　続きまして整理番号2、申出日は、令和2年10月16日で、あっせんを希望する土地の所在は、泉郷○○○○及び○○○○。

地目は、公簿、現況ともに畑で、面積は2筆合わせまして111,683㎡であります。

申出者は、千歳市泉郷○○○○、△△△△さんで、申出理由としましては、離農のためで、希望する10a当たりの単価は□□円となります。

なお、議案にはありませんが、本件の買受予定者は△△△△さんであります。以上、買入協議に係る千歳市長への要請のうち、整理番号2について、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議ご決定いただきますようお願い申し上げます。事務局からは以上であります。

議　　長　　事務局の説明が終わりましたが、この件について、地区委員から補足があればお願いします。

鈴　木　委　員　　私から、整理番号2における、△△△△さんの所有権移転あっせん申出について、補足説明します。

整理番号2の△△さんは平成23年に所有する農地の大半を地元農業者に賃貸し、実質的に離農しております。

申出があった農地について、地域でも調整し買受希望者を探した結果△△△△さん以外には取得を希望する方はいませんでしたが、△△さんは、資金面で早急に当該地を取得できる状況にないと聞いております。

以上のことから、効率的で安定的な農業経営を営む者に、利用の集積を図るためには、北海道農業公社による買入が必要ですので、千歳市長に対し買入協議の要請を行うべきと考えます。以上です。

議　　長　　これより質疑を行います。

（質疑なし）

議　　長　　他に発言がなければ、これで質疑を終わります。

お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手多数）

議　　長　　挙手多数でありますので、この議題は可とすることに決定しました。

●●委員の退席を解きます。暫時休憩します。（14：09）

（●●委員、入室）

議　　長　　再開します。（14：09）
次に整理番号3を議題といたします。
事務局より説明願います。

事　務　局　　最後に、整理番号3、申出日は、令和2年10月16日で、あっせんを希望する土地の所在は、幌加○○○○、外2筆。
地目は、公簿、現況ともに畑で、面積は3筆合わせまして43,211㎡であります。申出者は、千歳市長都駅前○○○○、△△△△さんで、申出理由としましては、離農のためで、希望する10a当たりの単価は□□円となります。
なお、議案にはありませんが、本件の買受予定者は△△△△さんであります。以上、買入協議に係る千歳市長への要請のうち、整理番号3について、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議ご決定いただきますようお願い申し上げます。
事務局からは以上であります。

議　　長　　事務局の説明が終わりましたが、この件について、地区委員から補足があればお願いします。

片　桐　委　員　　私から、整理番号3における、△△△△さんの所有権移転あっせん申出について、補足説明します。
整理番号3の△△さんは平成26年に所有する農地の大半を地元農業者に賃貸し、実質的に離農しております。
申出があった農地について、地域でも調整し買受希望者を探した結果△△△△さん以外に取得を希望する方はいませんでしたが、△△さんは資金面で早急に当該地を取得できる状況にないと聞いております。
以上のことから、効率的で安定的な農業経営を営む者に、利用の集積を図るためには、北海道農業公社による買入が必要ですので、千歳市長に対し買入協議の要請を行うべきと考えます。以上です。

議　　長　　これより質疑を行います。

（質疑なし）

議　　長　　他に発言がなければ、これで質疑を終わります。
お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手多数）

議　　長　　挙手多数でありますので、この議題は可とすることに決定しました。

【議案第６号　現況証明願について】

議　　長　　次に議案第 6 号、現況証明願についての整理番号 13 を議題といたします。事務局より説明願います。

事　務　局　　議案第 6 号についてご説明申し上げます。議案書 8ﾍﾟｰｼﾞをお開きください。

現況証明の願出があったことから、北海道農地法関係事務処理要領の規定に基づき、証明の可否について審議意見を求めます。

今月の現況証明願は 2 件であります。

当日配布資料の 19ﾍﾟｰｼﾞから 24ﾍﾟｰｼﾞに議案第 6 号資料として、位置図・地番図・航空写真・現地写真を添付しております。

最初に、整理番号 13、現況証明願の所在地は、都○○○○。

面積は、300 ㎡であります。公簿地目は畑で証明の内容としましては農地・採草放牧地以外として願出があり、証明を受ける目的としましては、地目変更登記のためであります。

土地の所有者は、千歳市都○○○○、△△△△さん、願出人は、恵庭市京町○○○○、△△△△代理人司法書士△△△△さんになります。

土地の区分は、市街化調整区域として開発が抑制される地域であります。当該地は、都○○○○として平成 13 年に父親の△△さんから贈与を受けた土地であり、平成 22 年に認定電気通信事業者の△△△△が、農地法の許可が不要である移動通信基地局を建設し、農地利用はなく、農地台帳上も雑他地となっております。

今般、当該地を売却するにあたり、△△△△から上記移動通信基地局の施設敷地部分を分筆して、○○○○と付番したのち、地目変更登記のため、申請がありました。

調査の結果、願出地は、△△△△の移動通信基地局の敷地内であり、農地利用は非常に困難と判断されたため、農地・採草放牧地以外としてお諮りするものであります。

以上、整理番号 13 について、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

事務局からは、以上であります。

議　　長　　事務局の説明が終わりましたが、農業委員による現地確認を行っておりますので、ご意見等をお願いします。

宮　澤　委　員　　10月15日に、私のほか、三溝委員、高橋委員及び事務局により、整理番号13について現地調査を行いましたので報告します。
　事務局から説明があったとおり、証明を受けようとする土地については、△△△△の移動通信基地局の敷地であり、農地利用はありませんでした。
　本調査を行った農業委員は、当該地がこのような状態であり、農地利用は非常に困難であると判断したため、全員、農地・採草放牧地以外として総会に諮ることで意見を集約しております。私からは以上です

議　　長　　これより質疑を行います。

（質疑なし）

議　　長　　他に発言がなければこれで質疑を終わります。
　お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手多数）

議　　長　　挙手多数でありますので、この議題は可とすることに決定しました。

　次に整理番号14を議題といたします。
　この案件については議事参与の制限の規定により、●●委員の退席を求めます。暫時休憩します。（14：16）

（●●委員、退室）

議　　長　　再開します。（14：16）
　事務局より説明願います。

事　務　局　　次に、整理番号14、現況証明願の所在地は、駒里○○○○の内。
　面積は、55.51㎡であります。公簿地目は山林で証明の内容としましては、農地・採草放牧地以外として願出があり、証明を受ける目的としましては、現況地目整理のためであります。
　土地の所有者、願出人ともに、千歳市駒里○○○○、△△△△さんになります。
　土地の区分は、市街化調整区域として開発が抑制される地域であります。当該地は、所有者から聴取したところ、昭和54年に父である△△△△さんが○○○○に堆肥盤を建設した際に、隣接する当該地に堆肥盤が

一部はみ出しましたが、これに気付かず、平成16年に屋根をかけ堆肥舎としたものです。
　今般、現在の所有者である△△△△さんが、子の△△△△さんに経営移譲するにあたり、現況地目整理のため、申請がありました。
　調査の結果、願出地は、40年以上にわたり堆肥盤または堆肥舎として利用されており、農地への復元は非常に困難と判断されたため、農地・採草放牧地以外としてお諮りするものであります。
　以上、整理番号14について、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議、ご決定いただきますようお願い申し上げます。
　事務局からは、以上であります。

議　　長　　事務局の説明が終わりましたが、農業委員による現地確認を行っておりますので、ご意見等をお願いします。

高　橋　委　員　　10月15日に、私のほか、三溝委員、宮澤委員及び事務局により、整理番号14について現地調査を行いましたので報告します。
　事務局から説明があったとおり、証明を受けようとする土地については、堆肥舎が建設され、地面はｺﾝｸﾘｰﾄで覆われていました。
　本調査を行った農業委員は、当該地がこのような状態であり、農地の復元は非常に困難であると判断したため、全員、農地・採草放牧地以外として総会に諮ることで意見を集約しております。私からは以上です

議　　長　　これより質疑を行います。

（質疑なし）

議　　長　　他に発言がなければこれで質疑を終わります。
　お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手多数）

議　　長　　挙手多数でありますので、この議題は可とすることに決定しました。
　●●委員の退室を解きます。暫時休憩します。（14：19）

（●●委員、入室）

議　　長　　再開します。（14：19）
　これで、本日付議された議案はすべて審議を終了しましたが、各委員から意見等がありましたら挙手をお願いします。

（発言なし）

議　　長　　それでは、事務局からの報告をお願いします。

事　務　局　　※事務局より次の事項について、報告があった。
口 頭　営農型発電について
資料1　農作物の生育状況（10月15日現在）
口 頭　農業委員会だより「大地」編集委員会の開催について

＜閉会宣言＞

議　　長　　これをもちまして、本総会を閉会いたします。
ご苦労さまでした。（14：22　閉会）